

○国土交通省告示第九百八十二号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十一年九月四日

国土交通大臣 金子 一義

第1 起業者の名称 国土交通大臣

第2 事業の種類 一般国道275号改築工事（苗穂拡幅・北海道札幌市中央区北1条東18丁目地内から同市東区苗穂町13丁目地内まで）及びこれに伴う附帯工事並びに市道付替工事

第3 起業地

1 収用の部分 北海道札幌市中央区北1条東18丁目及び東19丁目並びに北2条東20丁目地内

北海道札幌市東区苗穂町11丁目、12丁目、13丁目及び16丁目地内

2 使用の部分 北海道札幌市中央区北1条東18丁目及び東19丁目並びに北2条東20丁目地内

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

### 1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、北海道札幌市中央区北1条東14丁目地内の一般国道12号との交差点から同市東区苗穂町13丁目地内までの延長1.37kmの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「一般国道275号改築工事（苗穂拡幅）及びこれに伴う附帯工事並びに市道付替工事」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業のうち、「一般国道275号改築工事（苗穂拡幅）」（以下「本体事業」という。）は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第2号に掲げる一般国道に関する事業であり、また、本体事業の施行により遮断される市道の従来機能を維持するための付替工事は、同条第4号に掲げる市町村道に関する事業であり、いずれも法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

さらに、本体事業の施行に伴う附帯工事として設置する資材置場、工事用道路及び現場工事事務所の仮設工事は、法第3条第35号に掲げる事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

## 2 法第20条第2号の要件への適合性

一般国道の改築は、道路法第12条の規定により国土交通大臣が行うものとされており、本件区間は、同法第13条第1項の指定区間に該当することなどから、起業者である国土交通大臣は、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

## 3 法第20条第3号の要件への適合性

### (1) 得られる公共の利益

一般国道275号（以下「本路線」という。）は、北海道札幌市を起点とし、江別市、深川市等を経由して北海道枝幸郡浜頓別町に至る延長281.5kmの主要幹線道路である。

本件区間に係る本路線（以下「現道」という。）は、流通施設への物流及び都市間高速バス等の通過交通と地域住民の日常生活による域内交通とがふくそうし、自動車交通量が多く、本件区間の前後区間が既に4車線化されているにもかかわらず、2車線の道路であることから慢性的な交通混雑が発生し、交通事故も多発するなど、安全かつ円滑な交通が阻害され、主要幹線道路としての機能が著しく低下している状況にある。

平成17年度道路交通センサスによると、現道の自動車交通量は、札幌市中央区北1条東18丁目地内で29,041台／日、混雑度は1.71となっている。

本件事業の完成により、現道が4車線に拡幅されることから、現道の交通混雑の緩和及び交通事故の軽減が図られ、安全かつ円滑な交通の確保に寄与するものと認められる。

なお、本件事業が生活環境等に与える影響については、本件事業は、環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が、平成20年8月及び平成21年5月に、同法等に準じて任意で環境影響評価を実施したところ、大気質及び振動については環境基準等を満足し、騒音については一部環境基準を超える値がみられるものの、低騒音舗装の施工を行うことにより環境基準を満足するものと評価されていることから、本件事業の施行に当たり起業者は低騒音舗装の施工を行うこととしている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存するものと認められる。

### (2) 失われる利益

上記の環境影響評価その他の調査等によると、本件区間内の土地には、文化財保

護法（昭和25年法律第241号）及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）により起業者が保護のため特別の措置を講ずべき動植物及び文化財は見受けられない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

### **(3) 事業計画の合理性**

本件事業は、現道における交通混雑の緩和及び交通事故の軽減を主な目的とし、道路構造令（昭和45年政令第320号）による第4種第1級の規格に基づき、現道を4車線に拡幅する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件事業は、昭和40年7月2日に都市計画決定され、昭和42年7月7日、昭和48年4月20日、平成10年10月6日及び平成18年3月3日に変更決定された都市計画と、のり面及び擁壁等を除き、事業計画の基本的内容について整合しているものである。

さらに、本体事業の施行に伴う附帯工事及び市道付替工事の事業計画は、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

## **4 法第20条第4号の要件への適合性**

### **(1) 事業を早期に施行する必要性**

3(1)で述べたように、現道は、交通量が多く、慢性的に交通混雑が発生し交通事故も多発していることから、できるだけ早期に交通混雑の緩和及び交通事故の軽減を図る必要があると認められる。

また、石狩市長を会長とし、本路線周辺の自治体の長からなる北海道石狩地方開発促進期成会より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

### **(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性**

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、

それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

## **5 結論**

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 北海道札幌市中央区役所及び東区役所